

稲荷山重伝建地区内建造物等の修景事業について

千曲市教育委員会

1 「修景」について

修景とは、伝統的建造物以外の建造物等で、伝統的建造物群に調和するよう「修景基準」に基づきおこなう、新築、増築、改築等のことです。主屋だけでなく、門や塀の新築、増築、改築等も含まれます。

修景事業は、市からの補助の対象となります。

2 修景事業の注意点

- ・事業の流れは、【事業の基本的な流れ】をご覧ください。
- ・設計は、【修景基準】、【設計業務要領】及び地区内の伝統的建造物を参考に行ってください。
- ・設計内容は事前に協議し、また、設計内容を審議会で審議する必要がありますので、工事着手希望の1年以上前には設計業者等または歴史文化財センターへご相談下さい。
- ・契約行為を含めて、設計監理業務と施工業務は別業者へ発注してください。

・修景事業補助額

補助対象となる経費		種別	補助率	限度額
伝統的建造物以外の建造物	修景基準に基づき新築、増築、改築、移転、修繕及び模様替えを行う際に要する経費のうち外観部分に係る経費	主屋土蔵	60%以内	500万円
		附属屋、長屋及び社寺		150万円
		門塀等の工作物		100万円

相談・不明な点等については 千曲市歴史文化財センター まで

千曲市上山田温泉四丁目 15-1 TEL : 026-214-2741 FAX : 026-276-0796

Mail:bunkazai@city.chikuma.lg.jp